

意見書

平成21年9月07日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 殿

郵便番号 103-0013

住 所 とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちよう 東京都中央区日本橋人形町三丁目10番2号

名 称 しゃだんほうじん 社団法人テレコムサービス協会 きょうかい MVNO協議会 きょうぎかい

電話番号

電子メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関する意見

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)について意見提出の機会を戴き、厚く御礼を申し上げます。以下のとおり弊協議会意見を提出します。

章		具 体 的 内 容
第1章 はじめに	1. 接続制度について	
	2. 電気通信市場における環境変化	
	3. 今回の検討事項	
第2章 モバイル市場 の公正競争環 境の整備	1. 第二種指定電気通 信設備制度の検証	(1)規制根拠・規制内容 <ul style="list-style-type: none"> • 【要約】第二種指定制度を適用する事業者の範囲(答申案 11頁) 【要約】別紙 2-1-1)-a に示す論理的帰結及び市場の競争状態がコストを度外視した価格競争状態に陥っており、直ちに是正すべき時期に来ていることから、本課題を再検討し、速やかに二種指定事業者の範囲の見直しに着手することを要望します。具体的な案として、我が国の人口に対する契約者数の絶対数が市場支配力の基準になり得ることから、指定事業者の範囲として契約者数を基準とすることとし、1000 万契約を超える事業者を第二種指定事業者にすることを提案します なお、第二種指定事業者以外の複数の MNO について、明らかに相互接続料、卸役務契約における料金が高止まりしていると思われるケースが存在します。個々の案件については、まずは、個別に総務省等に相談することになると考えますが、総務省においても、MNO が設定する事業者間料金について注視していただくことを要望します。 詳細は、別紙 2-1-1)-a をご参照下さい。 • 【要約】第一種と第二種の二つの指定制度が存在することについて(答申案 14 頁)

			<p>【要約】別紙 2-1-1)-b に示すように、現在の二種指定制度を抜本的に見直す論拠は既に十分に揃っていると判断することが妥当と考えます。</p> <p>この明確な事実に対処するため、再度の要望になりますが、接続約款の認可制への移行、接続会計の整理・公表義務化、網機能に関する情報の公開、接続料算定基準の明確化とアンバンドル制度の導入等の規定を要望します。</p> <p>詳細は、別紙 2-1-1)-b をご参照下さい。</p>
		<p>(2)アンバンドルや標準的接続箇所の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <p>【要約】モバイル市場におけるアンバンドル制度の導入に関して(答申案 16頁)</p> <p>【要約】第二種指定制度においては、アンバンドル制度が存在しておりません。この点につき、NTTドコモ等からは、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。また、アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られており、合意形成が図られない場合でも事後的な紛争処理で解決する現行のしくみで十分対応可能」との意見表明がなされています(答申案16頁)。</p> <p>しかしながら、上記意見において、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。」という論理には無理があると考えます。確かに、第一種指定制度において、アンバンドル規制が不可欠設備であることを前提に導入された制度であることは事実ですが、携帯電話設備が不可欠設備でないからといって、アンバンドル制度を導入すべきでないということにはなりません。</p>

			<p>具体的事例は、別紙 2-1-2)に示しますが、「事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階は過ぎていると考えます。それは、別紙に示すように、合意形成がなされない事案が多数存在するためです。モバイル市場におけるアンバンドル化について、具体的な検討が速やかに開始されることを強く要望します。その手順としては、例えば、上記のような例を総務省または情報通信審議会の委員会において、具体的に検討することが第一歩と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>モバイル市場におけるアンバンドル制度の導入に関して(答申案 18頁)</u> 答申案・第2章・1・(2)・3)において、「ネットワークの多機能化・高機能化が進展する中で、音声通話のような双方向型機能よりは、データ通信機能や通信プラットフォーム機能など、接続事業者が二種指定事業者に一方的に利用を求める機能(片方向型機能)が増加し、その重要性が高まっている状況にある」(18項、第2パラグラフ)とし、「2007年に発生した紛争事案も、データ通信機能(レイヤ2接続)に係るものであり、上記のように片方向型機能が増加しその重要性が高まる中で、同様の紛争事案が発生する事態が懸念されるところ」であり、「二種指定制度でも、交渉力の不均衡を是正し、円滑な接続を確保する観点から、モバイル市場の特性を踏まえたアンバンドルの仕組みを設けることが必要と考えられる」と結論付けています。 <p>しかしながら、これは、必ずしもデータ通信機能に限らず、音声通話でも同様の形となるサービスも出てきているのが事実です。具体的には、複数のMNOが提供している内線電話FMCサービスが該当します。(KDDI・ビジネスコールダイレクト、ソフトバンク・ホワイトオフィス、ドコモ・オフィスリンク等)。このサービスは、携帯電話</p>
--	--	--	---

			<p>から定額料金かつ内線電話番号で、自営の固定網内の固定内線電話や契約した携帯電話との通話を提供するものです。</p> <p>このように、データ系のみならず、片方向型機能によって提供される音声通話系のものも出てきており、広い視点でアンバンドルの仕組みを検討することを強く要望します。</p>
		(3) 接続料算定の考え方	
		(4) 接続料算定と規制会計の関係	
		(5) その他	
	2. モバイルネットワークインフラの利活用	(1) 鉄塔等の設備共有ルール	
		(2) ローミングの制度化	<ul style="list-style-type: none"> • 【要約】ローミングの制度化に関して(答申案32頁) ローミング制度を許容するということは、例えば、A、B、2社のMNOが存在し、共に全国周波数免許を受けておきながら、その設備投資を遅らせ、A社は西日本だけに初期の設備投資を集中させ、B社は東日本だけに初期の設備投資を集中させて、相互に廉価なローミング協定を締結し、全体で全国ネットワークを形成するといった談合的な行為を許容して、実質的な競争事業者数を減少させるなどの公正な競争状態を阻害する行為に直結する可能性を惹起するものです。類似の例は、答申案においても、「次に、電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態等について検討すると、例えば、過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態がこれに該当すると考えられる。このような形態が認められると、クリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるため、設備競争促進の大きな阻害要因となる。」(37項)ので、「接続の拒否事由に該当する」と整理されています。これはローミング制

			度そのものに慎重にならざるを得ないとの情報通信審議会の意見表明であることから、MNO間ローミングは禁止すると結論付けることが合理的であると考えます。 <u>詳細は、別紙2-2-2)を御参照下さい。</u>
第3章 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備	1. FTTxサービス	(1)FTTHサービスの屋内配線	
		(2)ドライカップのサブアンバンドル(FTTRサービス)	
	2. DSLサービス	(1)電話重畳型DSLサービスの事業者名申込み	
		(2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)	
	3. 固定ネットワークインフラの利活用	(1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置	
(2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示			
第4章 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備	1. 通信プラットフォーム機能のオープン化	(1)移動網の通信プラットフォーム機能	<ul style="list-style-type: none"> • <u>【要約】移動網の通信プラットフォーム機能のオープン化について(答申案65頁)</u> 移動網の通信プラットフォーム機能は、その積極的なオープン化がプラットフォーム業者やコンテンツプロバイダのみならず、MNO自身そして顧客の利益にも資するところであり、これに反対する理由は存在しないはずです。MVNOの視点から、オープン化を要望する機能は以下の通りです。 - モバイルポータルサービスを提供するためのプラットフォーム - 位置情報把握に関する機能(A-GPS等) - 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行に関わる機能 - SMS接続機能 - 国際ローミングに関わる機能

			詳細は、別紙4-1-1)を御参照ください。
		(2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能	
	2. 紛争処理機能の強化等	(1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化	
		(2)その他電気通信事業法上検討すべき課題	
第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1. 接続料算定上の課題	(1)指定事業者と非指定事業者の接続料水準差	<ul style="list-style-type: none"> 指定事業者と非指定事業者の接続料水準差(80～82頁) 前記意見の中で述べたように、モバイル市場は公正な競争状態を既に逸脱していると捉えることが妥当であり、この観点から、第二種指定事業者の範囲を拡大すべきであると考えます。指定範囲を拡大することにより、不当に高額な接続料設定が行われている実態も自然に解消されます。 <p>二種指定事業者の範囲を拡大したとしても、それ以外の事業者(MNO)について、明らかに接続料、卸役務契約における料金が高止まりしていると思われるケースが残る場合には、別の対処が必要になると考えます。実際、契約数やサービスエリアの観点から、二種指定事業者と認定しにくいであろうMNOが高い接続料等を要求している場合もあります。個々の案件については、まずは、個別に総務省等に相談することになると考えますが、総務省においても、二種指定事業者以外が設定する事業者間料金についても注視していただくことを要望します。</p>
		(2)ビル&キープ方式	
		(3)その他	
		2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	

第6章
おわりに

- 「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定について
上記ガイドラインの策定に全面的に賛成いたします。ガイドラインに記載すべき事項としては、
 - 第二種指定設備の範囲
 - アンバンドル制度にかかる事項
 - 網機能情報の提供に関わる事項
 - 適用する会計制度にかかる事項
 - 接続料算定にかかる事項
 - 接続約款の記載に関する事項を含めるべきと考えます。また、テレコムサービス協会/MVNO 協議会としての意見表明等の機会が与えられることを強く要望します。

別紙2-1-1)-a

契約者数が多く寡占状態を形成している上位三社(概念的には、契約者数が1000万契約を超え、絶対数で考えれば支配的地位にあると考えられる事業者)を第二種指定事業者にすべきというMVNO協議会意見や欧州での着信ボトルネックの考え方に基づいて、全携帯事業者を二種指定にすべきというNTTDコモ等の意見が表明されている一方で、答申案は、現在の規定を維持するのが適当であると結論付けています。その理由として、①「サービスの多様化や利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況にあり、すべての携帯事業者のネットワークにボトルネック性が認められるほど、公正競争環境が阻害されているとは言えないこと(14項)」、②「着信ボトルネック」規制の考え方を導入する場合には、個々の事業者のネットワークごとに市場(着信呼市場)を画定する考え方の適否について検討が必要になるとともに、我が国とEUでは、そもそも市場画定の単位や市場支配力の認定方法が異なるため、我が国の指定電気通信設備制度の体系との整合性を図ること等も必要なことから、「着信ボトルネック規制」については、これらの点について更に検討を深めた上で、その導入の適否を判断することが必要と考えられること(同14項)」が挙げられています。

しかしながら、上記①は、別紙2-1-1)-bに示すように、非指定事業者も含めて健全な競争環境が既に崩壊していること、②については、確かにEUと我が国の間には市場画定の単位や市場支配力の認定方法の差分等が存在し、制度の違いが存在するものの、「着信ボトルネック」という考え方自体は共通概念で、ボトルネックになっていることは否定できない事実であることから、「現時点で二種指定制度の規制根拠を直ちに変更することは適当ではない(13項)」という結論には至りません。

この論理的帰結及び市場の競争状態がコストを度外視した価格競争状態に陥っており、直ちに是正すべき時期に来ていることから、本課題を再検討し、速やかに二種指定事業者の範囲の見直しに着手することを要望します。具体的な案として、我が国の人口に対する契約者数の絶対数が市場支配力の基準になり得ることから、指定事業者の範囲として契約者数を基準とすることとし、1000万契約を超える事業者を第二種指定事業者にすることを提案します

なお、第二種指定事業者以外の複数のMNOについて、明らかに相互接続料、卸役務契約における料金が高止まりしていると思われるケースが存在します。個々の案件については、まずは、個別に総務省等に相談することになると考えますが、総務省においても、MNOが設定する事業者間料金について注視していただくことを要望します。

以上

別紙2-1-1)-b

本答申案の基礎資料の一つである「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方に関する提案募集」においては、イー・モバイル等から、「考え方の根拠は異なるにしても、要は、指定電気通信設備制度は、競争促進が十分に図られている制度になっているかが重要であり、電波の有限希少性や市場の寡占状態、固定系との機能差が少ないこと等から、第二種指定制度が適用されている事業者についても、第一種制度と同様の規制が必要」との意見が示されています。これに対し、答申案では、「一種指定制度と二種指定制度では、規制根拠が異なることから、それが規制内容の差として現れることは当然の帰結として考えられる。これを前提とすれば、二種指定制度において接続約款の認可制や網機能提供計画の届出制が採用されていないことは、現時点では許容されるべき規制内容の差異と考えられる。(15項)」と結論付けています。その理由として、二種指定事業者には電気通信設備のボトルネック性が存在しないという規制根拠の違いに加えて、「二種指定事業者以外の携帯事業者との間で設備競争・サービス競争を行っている状況」を取り上げています。

これは、事実と反すると考えます。実際に行われている競争は、各社サービスに多少の差はあるものの、サービス主体は回線交換音声サービスとiモード等に代表されるモバイルポータルサービスで各社共通であり、競争の実態はサービス競争ではなく、度を越した価格競争主体となっているからです。答申案には、「利用者料金の低廉化等が一定程度進展している状況。(13項)」とありますが、料金競争の現状は、定額使い放題料金に代表される著しい原価割れの競争であり、「すべての製品やサービスには一定のコストがかかっており、コストに提供業者が得るべき一定の利益を加えて商品を販売するのが、長期的に健全な市場を形成する」という経済原則に反する異常な競争状態にあると考えます。従って、二種指定制度を一種指定制度と全く同じ制度にすることについて合理的根拠が存在しないにしても、少なくとも現在の二種指定制度が適正な競争状態を維持するに至っていないことは事実であり、この観点から、現在の二種指定制度を抜本的に見直す論拠は既に十分に揃っていると判断することが妥当と考えます。

この明確な事実に対処するため、再度の要望になりますが、接続約款の認可制への移行、接続会計の整理・公表義務化、網機能に関する情報の公開、接続料算定基準の明確化とアンバンドル制度の導入等の規定を要望します。

以上

別紙2-1-2)

第二種指定制度においては、アンバンドル制度が存在していません。この点につき、NTT ドコモ等からは、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。また、アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られており、合意形成が図られない場合でも事後的な紛争処理で解決する現行のしくみで十分対応可能」との意見表明がなされています(答申案16頁)。

しかしながら、上記意見において、「アンバンドル規制は不可欠設備を対象に導入されたものであり、不可欠設備でない携帯電話設備に導入する必要はない。」という論理には無理があると考えます。確かに、第一種指定制度において、アンバンドル規制が不可欠設備であることを前提に導入された制度であることは事実ではありますが、携帯電話設備が不可欠設備でないからといって、アンバンドル制度を導入すべきでないということにはなりません。この理由は、以下の通りです。

- ① 日本の携帯電話事業者のビジネスモデルが垂直統合モデルになっており、事業者が保有する携帯電話網の中に多くの機能が集中して存在すること、
- ② 実効的に、移動通信市場が大手三社により占有されており、第三位事業者でも一千万を超える契約数を保有していることによる社会的影響力が大きいこと、
- ③ 現実に、携帯電話網の機能開放を求める具体的事例が複数発生していること、(事例は以下に示す通りです。)

加えて、

- ④ 下記の事例において、事業者との協議が順調に進展していない事案が複数存在すること、

から、「アンバンドルの協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られて」いるというのは誤りであり、よって、答申案18頁に記載されている「事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階は、明らかに過ぎていると考えます。

上記アンバンドル化が望まれる機能の具体例としては、

- モバイルデータ通信に関わるいわゆるレイヤー2接続機能
- 同じくレイヤー3接続機能
- 位置情報把握に関する機能(A-GPS)
- コンテンツ利用に関する課金機能・コンテンツ情報料の回収代行に関わる機能
- 通信料金及び通信時間に関するリアルタイム情報提供機能
- SMS 接続機能
- 国際ローミングに関わる機能

等が挙げられます。

これらは、後述の第二種指定設備の範囲とも関連しますが、例えば、レイヤー2接続については、一部の携帯事業者で当該機能がアンバンドル化され、接続の用に供している一方で、別の(複数の)事業者においては、網構成が複雑で、多くの設備にソフトウェア改修を加えないと当該機能のアンバンドル化が実現できず、この改修に相当な金額と相当な期間を要する等の説明がなされ、結果的に事業者間協議を中断せざるを得ないという歴然たる事実が存在します。固定通信網では広く提供され、また、海外の携帯事業者においても通常は具備されている機能が、我が国の複数の事業

者においては実現が極めて困難であるという事実は、実質的に機能のアンバンドル化を阻んでいる事態に陥っていることを如実に示しています。従って、「まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階が過ぎていることは自明です。

別の例としては、レイヤー3接続が挙げられます。本接続についても、一部の事業者では実現できているものの、他の事業者においては、実現が困難な状況です。網機能としては容易に実現できるはずのレイヤー3接続についても、諸般の事情により実現が困難となっているのが現実です(これらの案件においては、協議者間の秘密保持協定が存在するため、これ以上の詳細を開示することができません)。

上記の二例において重要なことは、網構成やソフトウェア構成を複雑にしておいて(または、そのような状態に陥ることを看過したために)、結果的に、基本的な機能においても、アンバンドル化が困難な状態が形成されている点にあります。「事業者間協議での合意形成を尊重・期待する観点から、まずは「注視すべき機能」に位置づけて」合意形成の成否を見守る段階は過ぎていると考えるのは、このような事実が多数存在するためです。モバイル市場におけるアンバンドル化について、具体的な検討が速やかに開始されることを強く要望します。

その手順としては、例えば、上記のような例を、総務省または情報通信審議会の委員会において、具体的に検討することが第一歩と考えます。

以上

別紙2-2-2)

ローミングの制度化を検討するに当たり、まず考慮すべき事柄は、携帯電話事業者(MNO)の責務です。これに関しては多様な側面がある中、その主要点の一つは、我が国においては、無線周波数の付与に当たっては、欧米で実施されているような周波数オークション制度が採られずに、MNO が実質的に無償で周波数資源の割当てを受け、利用している点があります。例えば、2000年に実施されたドイツの3G 周波数オークションにおいては、総額で約 4.6 兆円のオークション料が事業者から政府に対して支払われた事実がありますが、我が国では、3G 周波数を無償で付与した経緯があります。ビジネスの観点からは、日本の MNO は、相当に低いリスクで3G 事業を開始したことになります。

この点を鑑みると、我が国の MNO が欧米の MNO にも増して、自ら設備を設置し、サービスエリアを広げる義務があると考えられるべきですが、MNO 間のローミングを認めるという行為自体、かかる MNO の責務を軽減することにつながることから、本来的に MNO-MNO 間のローミングは禁止すべき行為であると考えるのが妥当です。

ローミング制度を許容するということは、例えば、A、B、2社の MNO が存在し、共に全国周波数免許を受けておきながら、その設備投資を遅らせ、A 社は西日本のみ初期の設備投資を集中させ、B 社は東日本のみ初期の設備投資を集中させて、相互に廉価なローミング協定を締結し、全体で全国ネットワークを形成するといった談合的な行為を許容して、実質的な競争事業者数を減少させるなどの公正な競争状態を阻害する行為に直結する可能性を惹起するものです。類似の例は、答申案においても「次に、電気通信の健全な発達等(設備競争)の観点から慎重に検討が必要な利用形態等について検討すると、例えば、過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備したネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態がこれに該当すると考えられる。このような形態が認められると、クリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるため、設備競争促進の大きな阻害要因となる。」(37項)ので「接続の拒否事由に該当する」と整理されています。これはローミング制度そのものに慎重にならざるを得ないとの情報通信審議会の意見表明でもあり、MNO 間ローミングは禁止すると結論付けることが合理的であると考えます。

答申案には、市場が同一でない場合にMNO間ローミングを認める可能性が示唆されていますが(34項、35項)、現状、3G事業者、PHS事業者及びWiMAX事業者間に有意なサービスの違いが存在しないことから、現実問題として、このような組み合わせにおいても、ローミングは禁止するのが妥当であると判断できます。これに関連して、同一の資本関係にあるKDDIとUQコミュニケーションズ間のローミングは、公正競争の観点から、厳に禁止されるべきと考えます。

また、「トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当てを受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態」が答申案では想定されていますが(35項)、適正な周波数割り当て政策が実施され、適切な通信品質で各MNOがサービス競争を展開している限り、かかる不均一な状態は発生しないはずであるから、このような状況は想定しにくく、ローミングを正当化する理由にはならないと考えます。

さらに答申案には、「現行の事業法上、MNOによる他MNO網の利用を禁止する規定は存在しない。

したがって、自らネットワーク構築して事業展開を図ることが原則ではあるが、競争促進や利用者利便向上等(サービス競争)を実現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべきものと考えられる(35項)。」「MNO が、認定開設計画等に従った基地局の整備を進めるとともに、開設計画の認定後等に新たに導入可能となった周波数利用方策の活用を含め、電波の能率的な利用(開設基地局数、小セル化、セクタ分割等)を図っている場合、更なるニーズに応えるために他のMNO網を利用することは、現行制度上許容されると考えられる。(36項)」との記載がありますが、現行法制度上違反でないから許容されるという考え方は、必ずしも合理的ではありません。公正競争がなされていないと認識されるのであれば、法制度を変更する措置を講ずべきと考えるのが妥当です。前述のとおり、MNOがMNOの責務を果たしていない可能性が十分にあり、また、ローミング制度を認めることは、そのような可能性を助長することになるので、法制度の改定も含めて、MNOによるローミングを禁止する措置を講ずべきと考えます。

なお、無線周波数の割当てをオークションで行うか、国の資産として保有したままの状態にしておくかは各国MNOの特質によりますが、MVNO協議会は、少なくとも、現状の我が国においては、オークションは不適切で、国家財産として保有する現在の考え方を堅持すべきと考えます。その理由は、以下の通りです。

- 我が国のMNOの中には、無線周波数の割り当てを受けておきながら、人口カバー率の定義に甘んじ、設備投資を惜しんで地理的なサービスエリアを十分確保せず、多くの不感地を抱え続けているMNOが存在する状況の中、無線資源を”売却“してしまうと、エリア拡大の意欲が益々そがれる可能性があること
- コグニティブ無線のような新たな技術が出現し始めている中、無線資源の”売却“が、このような新技術の導入を妨げる要因に成りかねないこと

以上

別紙4-1-1)

移動網の通信プラットフォーム機能は、その積極的なオープン化がプラットフォーム業者やコンテンツプロバイダのみならず、MNO 自身や顧客の利益にも資するところであり、これに反対する理由が存在するはずがありません。MVNO の視点から、オープン化を要望する機能は以下の通りです。

- ・ モバイルポータルサービスを提供するためのプラットフォーム
- ・ 位置情報把握に関する機能(A-GPS 等)
- ・ 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行に関わる機能
- ・ SMS 接続機能
- ・ 国際ローミングに関わる機能

これらのうち、GPS 等の位置情報機能に関しては、答申案の中で公式サイトのみならず一般サイトへの開放を前向きに捉えているところですが、MVNO への GPS 機能開放も重要且つ喫緊の課題です。当協議会としても、当該機能の MVNO への速やかなオープン化を要望します。

上述のオープン化を要望する機能の中には、既に第二種指定設備に指定されている設備が提供するものもありますが、それ以外の設備や機能についても、第二種指定とすることを要望します。その理由は、接続料金の不透明性を排除し、合理的な接続料で設備が利用され、結果的に情報通信産業の進展に寄与すると考えるからです。

尚、上記の例を含むプラットフォーム機能は、3GPP 等の公的機関で標準化されていない機能も少なからず存在し、携帯事業者が個別に非標準機能の製品やサービス提供者(商品販売者)と交渉して商用サービスとして提供している例が見受けられます。一般論ですが、このようなケースでは、商品販売者と携帯事業者がライセンス契約を締結していることがあるため、対象とする非標準機能をプラットフォーム事業者やコンテンツプロバイダが利用しようとする場合、そのプラットフォーム事業者やプロバイダも商品販売者とライセンス契約を締結することを余儀なくされ、結果的に想定していなかった費用負担の発生や義務を負わされる場合もあると想定されます。

このような特異な事象を把握するためにも、プラットフォーム機能のオープン化については、少なくとも協議の状況の詳細に至るまで、総務省が状況を把握すべく、「注視」のレベルを上げて、協議不調の際には直ちに行動を取れる体制とすることを要望します。これは、通常、業者間で締結する秘密保持協定に基づく秘密情報の開示に当たり、当事者の了解を必要とする事項ではありますが、現在の様々な事業者間協議の進展を鑑みると、情報開示を求めることはやむを得ない措置であると考えます。

以上